

令和8年度災害対策本部運営訓練業務委託 プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

大規模災害発生時における本区災害対策本部の迅速・的確な立ち上げおよび運営体制を確立するため、実災害を想定した実践的な訓練を企画・実施し、災対本部職員の情報収集、判断、指示伝達等の実務能力向上を図る。災害対策本部運営訓練は、専門知識や高度な企画力が成果を左右し、自治体ごとの体制に応じた個別設計が不可欠となるため、プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 業務名 | 災害対策本部運営訓練業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「提案仕様書」のとおり |
| (3) 委託上限額 | 3,993,000円（税込） |
| (4) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |

3. 参加資格

- 企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (2) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
 - (4) 過去5年間において、地方公共団体において、同種業務における実績を有すること。

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年2月3日（火）～令和8年3月3日（火）
- (2) 質問受付期間
令和8年2月3日（火）～令和8年2月18日（水）
- (3) 質問回答期限

令和8年2月20日（金）

- (4) 参加表明書の提出期限
令和8年2月25日（水）午後5時必着
- (5) 企画提案書等の提出期限
令和8年3月3日（火）午後5時必着
- (6) 第1次審査
令和8年3月4日（水）～3月6日（金）
- (7) 第1次審査結果通知
令和8年3月10日（火）
- (8) 第2次審査
令和8年3月17日（火）（予定）
- (9) 最終選定結果通知
令和8年3月19日（木）（予定）

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表

ア 公募期間 : 令和8年2月3日（火）～令和8年3月3日（火）
イ 公募方法 : 区ホームページにて公表
ウ URL : <https://www.city.koto.lg.jp/056153/kuse/keyaku/minasama/20260203kunren.html>

- (2) 質疑・回答

ア 質問受付期間 : 公募開始～令和8年2月18日（水）午後5時必着
イ 質問方法 : 持参・郵便・FAX 又は電子メールにより、下記「13」に記載の担当部署まで提出すること。
ウ 回答日 : 令和8年2月20日（金）
エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲示する。
質問者に対する個別の回答は行わない。
なお、一括で回答することとし、都度回答は行わない。

オ URL : <https://www.city.koto.lg.jp/056153/kuse/keyaku/minasama/20260203kunren.html>

- (3) 応募書類の提出

- ① 参加表明書

ア 提出期限 : 令和8年2月25日（水）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
イ 提出方法 : メール又は郵送で下記「13」に記載の担当部署まで
※メールで提出した場合は、企画提案書の提出時に原本を提出すること。

② 企画提案書等

- ア 提出期限 : 令和8年3月3日（火）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※提出先は下記「1.3」に記載の担当部署まで

6. 提出書類（各1部※企画提案書は10部）

- (1) 参加表明書
- (2) 企画提案書 正本1部 副本9部
- (3) 價格提案書（見積書）
- (4) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
各1部 ※発行日から3ヶ月以内のものとする。
- (5) 定款またはこれに代わるもの
- (6) 同種業務における実績が確認できる書類（契約書の表紙等）の写し

7. 企画提案書等作成における留意事項

- (1) 書類の提出時期については、「4. スケジュール」のとおりとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- (3) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (4) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (5) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (6) A4縦版横書き片面20ページまで（表紙を除く）とすること。
- (7) 企画提案書には、別紙「評価基準」、「提案仕様書」に基づき、以下の項目を記載すること。

1. 事業理解・企画力

訓練の目的（課題分析、訓練の狙い）、実施スケジュール等を明確に記載すること。

2. シナリオ設計・運用設計

江東区の特性および訓練の実施方法については、風水害・震災の災害種別ごとに具体的に記載すること。

なお、震災に関する訓練タイムラインについては、過去に実施した訓練のタイムラインを参考とし、より効果的と考えられるタイムラインを提案

すること。

3. 実施体制・人員の専門性

実施体制、関係者の資格・実績等を示し、専門性を明確にすること。

4. 事後検証・改善提案

訓練実施後の評価方法および改善提案の方法を記載すること。

5. その他

本業務委託について独自の提案等がある場合は記載すること。

8. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第1次審査（書類審査）

提出書類の書類審査・評価を行い、採点が高い事業者から順に第2次審査の対象となる3事業者を選定する。審査結果は、電子メールで全ての応募事業者へ連絡する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

程度とし、参加人数は3名までとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)・(3)の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

審査の結果は、令和8年3月19日（予定）までに電子メールにより通知する。

10. 契約手続

- (1) 審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11. 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページ（<https://www.city.koto.lg.jp/056153/kuse/keyaku/minasama/20260203kunren.html>）にて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ア (1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

12. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。

- (6) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (7) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和8年度第1回区議会定例会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

13. 担当

江東区総務部危機管理課防災危機管理係 津田・濱口

電 話：03-3647-9382

F A X：03-3647-9651

メール：056101@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

以上